資料６

議員間討議の分析

１．編集体制・広報広聴委員会について

（１）出された主な意見

・現在のように議会だよりだけを担当するのではなく、広報と広聴を一体的に考える。
・「議会だより」「議会報告会・意見交換会」「議会モニター」などを連動させる。
・委員を一部の議員だけでなく、全議員から選ぶ、あるいは各常任委員会から選出する。
・委員の人数や任期を明確にする。
・議運と広報広聴の役割分担を整理する。
＊議会だよりを「編集作業」として捉えるのではなく、議会の広報・広聴活動の一部として位置付けるという考え方。

２．議会だよりについて

（１）「読まれる議会だより」とは何か

共通しているキーワード：「誰に」「何を」「どう伝えるか」という３点。
単に議会で何があったかを載せるのではなく、
町民にとって必要な情報／町民が関心を持っているテーマ／議会で何が議論されたのか
その結果、何が変わったのか／議会が町政にどう関わったのか
を分かりやすく伝える。
特に、「議会で何を議論したか」だけではなく、「その議論が町民の暮らしとどうつながっているのか」を見せることが重要だという意見が複数ある。

（２）記事の内容について

①「町民目線」をもっと強くする

「町民が関心を持つこと」「町民の困りごと」を記事にするという意見がある。
・町民の声／議会モニターの声／議会報告会・意見交換会で出た意見
ホットボイスなど町民から寄せられた声／身近な地域課題
若者・子育て世代・高齢者など、多様な町民の声
＊「議会が伝えたいこと」だけでなく、「町民が知りたいこと」を起点にするという転換

②「議会活動」ではなく「政策形成」を見せる

課題 → 議会で議論 → 調査・提案 → 町の対応 → その後
という流れを見せる。
「この課題について議会でこう議論され、こういう結果につながった」と伝える。

<u>「経過と結果」をわかりやすく伝える</u>

③「その後」を伝える（複数意見あり）

・議会で取り上げた → その後どうなった？を追跡する記事。
・「以前議会で質問した〇〇が、その後どうなったのか」
・「議会から提案したことが、町政でどう反映されたのか」
というアフターフォロー記事。これは「議会が何をしているのか分からない」という町民の疑問に対して直接的に答えられる。

（３）記事の「見せ方」

①写真を増やす

文字だけの記事を減らす／表紙も写真を中心にする／実際の活動の様子を見せる
議員の写真だけではなく、町民の写真を増やす

②文字を減らし、見やすく

文字を大きくする／見出しを工夫する／重要なポイントを目立たせる
カラーを活用する／図表・イラスト・吹き出しなどを使う／文章を短くする

＊「読ませる」より「目に入る」紙面へ

（４）紙だけで完結させない（複数の意見あり）

・QRコード／YouTube／SNS／ホームページ／動画／デジタル版
などとの連携。

「議会だより＝入口」として、

詳しく知りたい人 → QRコード → 本会議映像
もっと知りたい人 → ホームページ
興味を持った人 → 議会報告会・意見交換会

（５）発行回数については意見が分かれている

・現状の発行回数を維持する
・毎月発行する
・年４回程度にして内容を充実させる
・定例会終了後の発行を基本にする
・発行回数を減らし、その分内容を濃くする

など、複数の意見がある。

（６）資料全体から見える「共通項」

視点	今まで	これから
目的	議会活動の報告	町民と議会をつなぐ
内容	議案・一般質問中心	町民の関心・課題・政策形成
視点	議会から伝える	町民が知りたいことを伝える
表現	文字中心	写真・図・見出し・短い文章
情報	紙面で完結	QR・YouTube・SNSと連動
効果	読んでもらう	関心→理解→参加につなげる

めむろ議会だより　発行実績

発行ページ数の推移

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H29	16	12	4	8	16	4	12	16	4	8	12	8	120
H30	16	14	8	8	10	6	14	16	8	12	12	8	132
R1	24	6	8	8	16	6	12	12	8	8	8	8	124
R2	12	8	8	12	12	8	12	16	4	8	12	8	120
R3	12	8	4	8	8	4	12	8	8	4	12	8	96
R4	12	8	4	8	8	4	12	12	4	8	8	8	96
R5	12	4	4	8	8	8	12	12	4	8	8	8	96
R6	10	8	4	8	6	4	8	8	4	4	8	6	78
R7	10	6	4	6	8	6	10	8	6	4	10	6	78
R8	10	6	6	10	10	4	10	8					

発行経費の推移（単位：円）

	予　算	決　算
H29	2,942,000	2,741,067
H30	3,152,000	3,124,666
R1	3,606,000	2,948,131
R2	3,113,000	2,890,266
R3	3,113,000	2,309,903
R4	3,085,000	2,293,554
R5	2,865,000	2,502,034
R6	3,009,000	2,147,889
R7	2,691,000	1,924,172
R8	3,118,000	

これまでの実績と議員間討議の分析を踏まえ、以下のように整理した。

１．委員会の設置について

・広報広聴特別委員会を設置する。
・設置年月日は、令和９年５月臨時会議初日
・役割は「めむろ議会だより」の発行を主とし、その他、広報広聴に関する事業については、議運と協議しながら段階的に施行する。

（１）なぜ議会運営委員会から切り離すのか

これまで議会運営委員会が、議会だよりの編集・発行や各種広聴事業を担ってきたことには、議会全体の運営と一体的に取り組める利点があった。

一方、議会運営委員会は、本来、議会の円滑な運営や会議規則、議事日程、議会運営上の諸課題などを協議する役割を担っている。広報広聴の充実が求められるなかで、同じ委員会が両方を担い続けることには、次のような課題がある。

・専門性の確保： 議会だよりの編集、情報発信の方法、町民との対話、意見の把握・分析などに継続的に取り組む必要がある。
・活動の充実： 議会運営に関する協議と並行して広報広聴事業を行う体制では、広報広聴そのものの企画・検証に十分な時間を確保しにくい。
・広聴機能の強化： 町民の声を聴くだけでなく、聴いた声を議会活動や政策提言、政策形成につなげる仕組みを構築する必要がある。
・継続的な改善： 議会だよりの読みやすさや情報発信の効果、広聴事業の成果などを検証し、次の活動に反映する体制が必要である。

したがって、広報広聴事業を独立した委員会に整理することは、議会運営委員会の負担を軽減するだけでなく、広報広聴を議会の重要な機能として明確に位置付け、責任を持って企画・実施・検証する体制をつくることに意義がある。

（２）なぜ常任委員会ではなく、特別委員会なのか

地方自治法第109条では、常任委員会は所管部門に属する事務の調査や議案等の審査を行い、特別委員会は議会の議決により付議された事件を審査するとされている。

そのため、特別委員会を選択する場合には、単に「広報広聴を担当する委員会が必要だから」という理由だけではなく、芽室町議会として、広報広聴機能の再構築・充実を、議会全体で取り組むべき特定の課題として位置付ける。

（３）特別委員会を設置する意義

①広報広聴機能の再構築を明確な目的とする

これまで議会運営委員会が担ってきた事業を引き継ぐだけではなく、広報と広聴のあり方を改めて整理し、今後の議会活動にふさわしい仕組みを構築する。そのための目的を持った委員会として設置する。

②議会全体の課題として取り組む

広報広聴は、議会だよりの編集だけでなく、議会報告会、町民との意見交換、町民意見の把握、政策課題の発見など、議員全体の活動に関わる。議会運営委員会の所管事項にとどめず、議会全体で共有すべき機能として扱う。

③既存事業の継承と新たな取組を一体的に進める

議会だよりの編集・発行を継続しながら、SNS等による情報発信、町民との対話の機会、聴取した意見の整理・共有など、広報広聴の機能を一体的に見直す。

④議会改革との連動を図る

今回の委員会設置を、議会基本条例の検証や議会改革の取組と連動させ、町民参加や政策形成機能の強化につなげる。

（４）常任委員会と特別委員会の違いをどう捉えるか。

観点	常任委員会	特別委員会
基本的な性格	継続的・恒常的な所管事務を担当	議会の議決で付議された特定の事件を調査・審査
設置の考え方	恒常的な機能として制度化する	特定の課題に目的を定めて取り組む
今回の設置との関係	広報広聴を議会の恒常的な機能として定着させる考え方	広報広聴の再構築や機能強化を、目的を持った取組として進める考え方

（５）広報広聴委員会の役割

「めむろ議会だより」の発行を主とし、その他、広報広聴に関する事業については、議運と協議しながら段階的に施行する。

２．めむろ議会だよりの発行に関すること

別紙要綱案のように整理した。

・名称

「めむろ議会だより」とし、愛称を町民から募集する。

→芽室高校との意見交換会でもアイデアを募り、検討する。

・発行責任者及び所管

発行責任者は議長とし、発行に関する企画、編集その他必要な事項は、広報広聴特別委員会が所管する。

・発行回数及び発行時期

「めむろ議会だより」は、原則として毎月１回、年間12回発行する。

①定例会終了後の翌月に発行するものは、年４回「議会報告型」として、議案審議、一般質問その他定例会における議会活動を中心に掲載するものとし、２色刷り印刷とする。

②それ以外の年８回の発行は、「タイムリー発信型」として、議会活動をタイムリーに住民へ発信することを基本とし、原則としてＡ４判両面１ページ、モノクロ印刷とする。

仕　様	年　額
年４回20ページ２色刷り＋ 年８回２ページモノクロ	1,491,360円＋390,048円　＝　**1,881,408円**
年４回20ページ表紙カラー＋ 年８回２ページモノクロ	1,520,040円＋390,048円　＝　**1,910,088円**
年４回20ページフルカラー＋ 年８回２ページモノクロ	1,950,240円＋390,048円　＝　**2,340,288円**
年４回20ページ２色刷り＋ 年８回２ページ２色刷り	1,491,360円＋624,650円　＝　**2,116,010円**

参考）令和７度　決算額　1,924,172円

＊「印刷費を増やしてカラー化する」のではなく、「印刷仕様を見直して経費を削減しながら、町民に伝わる議会広報へ改善する」

1. 改善の目的

議会だよりは、町民に対して議会の活動、審議内容、政策判断の背景などを伝えるとともに、町民が町政や議会に関心を持ち、町政への理解を深めるための重要な広報媒体である。

今回、従来の全ページモノクロ印刷を見直し、２色刷り印刷とすることで、紙面の視認性や訴求力を高め、町民にとって読みやすく、内容が伝わりやすい議会だよりへの改善を図る。

また、印刷仕様の見直しにより、従来よりも年間経費を抑えながら広報機能の向上を目指すものである。

2. ２色刷りとする目的と意義

（１）手に取ってもらい、読んでもらうための工夫

２色刷り印刷により、紙面の第一印象を改善し、町民の目に留まりやすくする。議会だよりを手に取り、本文を読んでもらうきっかけをつくる。

（２）議会の活動や審議内容を分かりやすく伝える

写真や特集・活動紹介などを効果的に見せ、議会の役割や取り組みを町民に伝える。単に情報を掲載するだけでなく、内容への関心や理解につながる紙面を目指す。

（３）町民と議会をつなぐ広報機能の強化

議会の活動を町民に身近に感じてもらい、町政への関心や議会への理解を深める。議会からの一方向の情報発信にとどまらず、町民と議会をつなぐ媒体としての役割を高める。

（４）費用対効果を重視した紙面改善

経費の抑制と広報効果の向上を両立させる。

3. 期待される成果と検証方法

成果の視点	期待する成果	検証方法
読みやすさ	紙面が見やすくなり、記事への関心が高まる	町民アンケート、意見聴取
情報伝達	写真や特集を通じて議会の活動が伝わりやすくなる	紙面に対する評価、理解度の確認
議会への関心	議会や町政に関心を持つきっかけが増える	議会モニター、広聴活動での意見

広報の改善	町民の反応を踏まえた紙面づくりにつながる	読者の意見や改善提案の把握
財政面	経費を抑えながら広報の質を高める	前年度との契約額・年間経費の比較

芽室町議会広報編集発行要領（改正案）

（目的）

第１条　議会議事公開の原則の趣旨に則り、議会の議案審議の状況や一般質問、委員会の開催状況などを住民に正しく周知するとともに、議会活動を適時かつ分かりやすく発信し、「ありのままを公開し、住民とともに歩む議会広報」の推進を目的とする。

（名称）

第２条　芽室町議会が発行する広報紙の名称は、「めむろ議会だより」とし、サブタイトルを「○○○○」とする。

（発行責任者及び所管）

第３条　「めむろ議会だより」の発行責任者は議長とし、発行に関する企画、編集その他必要な事項は、広報広聴特別委員会が所管する。

２　広報広聴特別委員会は、議会活動の内容を踏まえ、発行計画、掲載内容、紙面構成その他広報に関する事項を協議し、編集及び発行を行う。

３　議長は、広報広聴特別委員会が行う編集及び発行について必要な調整を行う。

（発行回数及び発行時期）

第４条　「めむろ議会だより」は、原則として毎月１回、年間12回発行する。

２　前項の発行のうち、定例会終了後の翌月に発行するものは、年４回「議会報告型」として、議案審議、一般質問その他定例会における議会活動を中心に掲載するものとし、２色刷り印刷とする。

３　前項以外の年８回の発行は、「タイムリー発信型」として、議会活動をタイムリーに住民へ発信することを基本とし、原則としてＡ４判両面１ページ、モノクロ印刷とする。

4　発行時期、掲載内容及び紙面構成については、議会活動の状況等を踏まえ、広報広聴特別委員会において決定する。

（構成・編集方針）

第５条　「めむろ議会だより」の構成・編集方針は、次のとおりとする。

（１）議会活動を分かりやすく、正確かつ適時に住民へ伝える広報とする。

（２）議案審議、一般質問、委員会活動その他の議会活動について、住民にとって重要な情報を適切に選択して掲載する。

（３）議会における議論や意思決定の過程を可能な限り分かりやすく伝え、情報公開の充実を図る。

（４）住民の関心や理解を深めるため、写真、図表、イラスト等を活用し、読みやすく親しみやすい紙面づくりに努める。

（５）住民の声を聴き、住民参加につながる企画及び情報発信に努める。

（６）簡潔、正確で分かりやすい文章及び具体的な見出しにより、議会活動への関心を高める。
（７）発行媒体の特性を生かし、定例会における議論等の詳細な情報と、日常的な議会活動のタイムリーな情報を適切に発信する。

（企画）

第６条　「めむろ議会だより」の企画は、次のとおりとする。
（１）議案及び審議内容
ア　議案の内容を分かりやすく掲載すること。
イ　審議における質疑、答弁及び討論の内容を具体的に掲載すること。
ウ　議決結果及び各議員の賛否を掲載し、透明性を確保すること。
（２）一般質問について、質問及び答弁の内容を簡潔かつ分かりやすく掲載すること。
（３）委員会活動、全員協議会、意見書その他の議会活動について、適時に掲載すること。
（４）住民参加を促進するため、住民の声を取り入れた企画及び情報発信を行うこと。
（５）その他、議会活動を住民に伝えるため、広報広聴特別委員会が必要と認める事項。

（委任）

第７条　この要領の改正並びにこの要領に定めのない事項については、広報広聴特別委員会において協議し、議長が決定する。

附　則

この要領は、令和９年５月１日から施行する。